

和四年には九十五億弗に増進して居る。即ち此の期間に於て日本は三倍、加奈陀は二倍半、米國は二倍の増進を示して居る。之れに反し大戰の慘禍を受くること甚しかりし歐洲諸國は其の増進率比較的少なく、獨逸は大正二年四十億七千萬弗より昭和四年六十四億二千萬弗に増加し、英國は五十七億六千萬弗より八十九億六千萬弗に増加し、佛國は二十九億五千萬弗より四十二億五千萬弗に増加して居るに過ぎない。其の他支那、印度、中南米諸國等は比較的戰禍を受くること少なかりしも、其の輸出品が主として農産品なりし爲め戰爭に基く貿易増進率が比較的尠少である。殊に蘇聯の貿易額は、大正二年十四億九千萬弗のものが、昭和四年には九億四千萬弗に減少し居るが、右は自足經濟の下に貿易國營制を採用したる結果と見ることが出来る。

第二節 戰後條約改正時代に於ける本邦貿易情勢

第一款 本邦輸出入額の増減

本時期に於ては本邦としては通商自由主義を堅持し、世界各國市場に向つて本邦商品の販路を擴張せんことを欲し、之が爲め諸外國に對し本邦商品に對する關稅引上、輸入制限を爲さざることを求むると共に、其の方法として本邦側に於ても諸外國よりの輸入品に對し出来るだけ關稅を引上げず又輸入の禁止制限を爲さざることを極力努めた。右本邦の根本方針は大體に於て一九二九年世界恐慌迄其の當を得たものと言へる。世界貿易情勢の回復は甚だ遅々たるものであつたが、兎に角一九二九年に於ける世界貿易總額は歐洲大戰前に比し金貨計算にて八割一分増を示すに至つた。即ち世界貿易情勢は一九一八年（大正七年）十一月休戰と共に一時停頓せるも、一九二四年三月ドーリス案の實行によりヨーロッパ大陸諸國の通貨は安定するに至りし以後世界貿易の回復は疾に著しく、一九二九年には其の頂點

に達したるのである。本時期に於ける本邦貿易の進展も大體に於て右世界貿易情勢に追從せるものなるも、嚴格に言へば必ずしも然らず、本邦と歐洲大陸諸國との貿易關係は比較的僅少なりしに付休戰後ドーリス案成立前に於ても米國及亞細亞諸國に對する輸出貿易の増進により全體として進展の大勢を削がることなく、殊に大正十二年（一九二三年）の關東大震災の結果に基く邦貨の下落の爲め、輸出増進を容易ならしめ亦諸外國より本邦への輸入も本邦物價高の爲め常に旺盛なりしに付世界總貿易額に對する本邦の地位は益々高上するに至つた。尤も昭和二年以後となると戰後に於ける各國通商障壁の加高と歐洲大陸諸國通貨下落の結果に基く競争上の不利の爲め右本邦貿易増進の勢ひを鈍らしむるに至りたるものである。換言すれば關東大震災に基く邦圓下落の輸出貿易上に及ぼしたる利益は昭和元年を以て終り、昭和四年世界貿易最盛時に於ける金貨換算輸入額及輸出入額共昭和元年より減額し本邦の占むる世界貿易上の地位は輸出輸入執れに於ても下降するに至つたのである。更に計數に付之れを解説すれば本邦統計による輸出最盛の年は大正十四年の二十三億〇六百萬圓であり、輸入最盛の年は同年の二十五億七千三百萬圓であるが之れを對米爲替相場換算、金貨計算による場合には輸出最盛の年は昭和四年の二十億〇七百萬圓であり、輸入最盛の年は昭和元年の二十二億三千九百萬圓であり、輸出入額最盛の年は昭和元年の四十一億六千六百萬圓である。（拙著本邦通商政策條約史概論附錄二表、三表参照）。而して世界貿易上の本邦の占むる地位は輸出に付ては昭和元年の三・二〇％（昭和四年二・九三％）を最高とし、輸入に付ては同年の三・四九％（昭和四年二・八一％）を最高とし、輸出入額に付ては昭和元年の三・三五％を占むるに對し昭和四年は一・八七％に下降したのである（同右著第九、第十表参照）。尤も以上は主として對外關係即ち金換算額本邦輸出入額より觀察したる計數なるが、對内關係即ち本邦に於ける物價指數を基礎とする現實貿易額より見れば輸入の最盛時は依然昭和元年なるも輸出額及輸出入額の最盛時は昭和四年にして世界貿易最盛時と一致するのである（同右著第四表参照）。

左に本時代に於ける本邦輸出入額累年表を示さん。

第九表 戦後條約改正時代本邦輸出入額累年表 (單位百萬圓)

年次	貨		物		正		貨	
	輸出額	輸入額	差額	輸出額	輸入額	差額		
大正七年	一、九六二	一、六六八	出超二九四	一	一	一		
八 年	二、〇九九	二、一七三	入超七五	一	三三六	入超三三四		
九 年	一、九四八	二、三三六	入超三八八	一	三九二	入超三九二		
一〇年	一、二五三	一、六一四	入超三六一	一	一三〇	入超一三〇		
一一年	一、六三七	一、八九〇	入超二五三	二	二	出超〇・五		
一二年	一、四四八	一、九八二	入超五三四	五	〇・一	入超五		
一三年	一、八〇七	二、四五三	入超六四六	一	四	入超四		
一四年	二、三〇六	二、五七三	入超二六七	二二	〇・二	出超二二		
昭和元年	二、〇四五	二、三七七	入超三三三	三六	二	入超三四		
二 年	一、九九二	二、一七九	入超一八七	五〇	九	入超四一		
三 年	一、九七二	二、一九六	入超二二四	三	三	入超〇・七		
四 年	二、一四九	二、二一六	入超六八	三	一	入超三		
五 年	一、四七〇	一、五四六	入超七六	三一	一〇	入超三〇一		

第二款 本時代に於ける輸出入品の變化

本時代に於ける本邦輸出入品の變化を見るに精糖、綿織物、絹織物、帽子、肌衣、石鹼、履物、印刷用紙、セメント、陶磁器、硝子製品、車輛及部分品、鐵製品、機械及部分品、木材、電球及部分品、玩具等の如き主として亞細亞及南洋方面を目的とする製造品及米國向け生絲等の原料品が甚しき輸出増加を示した。之に反し米、豆類、茶、眞田類、綿織絲、毛織物、銅、汽船等は其の輸出却つて減少するに至つた。其の中米、豆類、銅等の輸出減少は本邦に於ける其の需要増加せる爲めであり、茶は珈琲との競争の爲め、綿織絲は支那及印度品との競争の爲め、毛織物は獨逸等との競争の爲め、眞田は米國、獨逸等に於ける重關稅の爲め、汽船は世界船腹激増の爲めと思はる。

輸入品に付ては米、小麦、豆類、採油用種子、粗糖、鳥獸肉類、煙草、牛皮、礦油、護謨及樹脂、藥材類、染料及顏料、棉花、麻類、羊毛、毛織絲、綿織物、毛織物、製紙用パルプ、印刷用紙、燐礦石、石炭、鐵礦、銑鐵、屑鐵、鐵鋼類、アルミニウム、銅、鉛、錫、亜鉛、自動車、自動車部分品、機械類、木材、麩、豆糟、肥料等の原料品、機械類は軒並に増進を示したが、其の主原因は本邦に於ける製造工業發達の結果と見て差支なきも、本邦物價高の原因するところ多大なりと言はざるを得ぬ。斯くて本期間中に於て本邦は毎年多額の輸入超過を示し、大正八年より昭和四年に至る輸入超過累計額三十三億三千六百萬圓(外に正貨輸入超過額七億五千九百萬圓)に上ることゝなつた。之が爲め金本位の復活により物價を引下げ右輸入超過を防止せんことを努めたるも、右金本位復活は正貨の流出と爲替相場の騰貴に基き輸出不振を伴ふべきデレンマに陥り幾度か敢行せんとして爲し得ず、大正十二年關東大震災の前は其の最も好時期なりしも、大震災後は英國が大正十四年、佛白伊等が昭和三年に金本位を復活せる際も其の望なく漸く世界恐慌後の昭和六年に至つて之を實行するに至つた(第三章附屬第三表、第四表参照)。

上記重要輸出入品の種類變化の結果として本邦輸出入品類別比率表の上に於て次の如き變化が起つた。即ち輸出に付ては大戦前の大正二年に於ける食料品の比率は九・八%なりしものが、大正十二年及十三年に於て最少限の六・三%に達し、昭和四年には七・六%に稍、回復した。同様原料品及原料用製品は大正二年に六〇%なりしものが、大正九年には四二%の最少限に達し、昭和四年には四六・二%に稍、回復した。之に對し全製品の輸出は大正二年には二

九・二%なりしものが、大正九年には四九・四%の最高限に達し、昭和四年に於ては四四・六%に稍々下つた。換言すれば食料品、原料品及原料用製品の輸出漸減せるに比例し全製品の輸出比率は漸次増加を見るの傾向は大戦の爲め一層甚しきこととなるも、右傾向は大正九年を以て其の頂天に達し爾後は歐洲諸國に於ける貨幣下落國との競争及支那其の他各方面に於ける關稅引上げ等の爲め漸次減少するに至つたのである。輸入に付ては大正二年に於ける食料品輸入比率は一六・六%なりしものが、大正九年には最少限の九・五%に達し、昭和四年には一二・三%に回復し、原料品及原料用製品は大正二年に於て六五・九%を示したるものを、大正九年には七五・七%の最高限に達し、大正十一年には六三・九%の最低限を示す、昭和四年には七一・四%に稍々減少せるのである。之に反し全製品の輸入は大正二年に一七・〇%、大戦中は九・七%乃至一一・二%に減少したりしものが、大戦の終止と共に漸次増加大正十年には一九・三%に激増せるものが、大正十三年七月營養品關稅實施の結果大正十四年には一三・六%に激減せることである。蓋し大戦後に於ては本邦物價高の爲め殊に歐洲通貨下落諸國より完成品の輸入が増加し來れるも本邦に於ては右物價高を一層刺戟すべきを恐れ他の列國に於ける如く關稅引上げ等により之を制限し得ざりしが、前記大正十三年濱口藏相の營養品に對する十割關稅實施により完成品輸入の激増の傾向を制限し得たのである。

第三款 本邦輸出入先別の變化

戰後條約改正時代に於ける國別貿易の推移に付ては截然たる變化を見る事が出来る。即ち戰後に於ける經濟窮迫と本邦産原料品の本邦國內に於ける需要増加の爲め歐羅巴諸國への輸出は減少し、之に反し亞細亞諸國への輸出は大戦直後は本邦工業の發展の爲め異常なる増進を示したるが、昭和元年以降となると歐洲諸國の競争と支那關稅引上げとの爲め其の重要性は歐洲大戦前の狀況に還元した。之を計數に付て見るに歐羅巴諸國への輸出總額は大正二年に於

て一億四千七百萬圓なりしものが、大正九年には一億九千六百萬圓となりしも、昭和四年には一億四千七百萬圓に減少するに至つた。其の本邦總輸出額に對する比率は大正二年二割三分なりしものが、大正九年には一割に、昭和四年には僅に六分に減少したるが、亞細亞諸國への輸出總額は大正二年二億七千五百萬圓のものが、大正九年には九億九千八百萬圓に増進し、昭和四年には九億千五百萬圓となり、其の本邦總輸出額に對する比率も大正二年には四割三分、大正九年には五割一分に激増し、昭和四年には四割二分に下つた。北米合衆國其他兩米諸國に對する輸出は前者に於ける大戦後の好況の爲め其の増進振りは亞細亞諸國に對するもの以上のものがあつた。即ち大正二年には是等兩米諸國への輸出は一億九千二百萬圓なりしものが、大正九年には六億三千三百萬圓、昭和四年には九億七千百萬圓と躍進し、其の本邦總輸出額に對する比率も亦大正二年二割九分なりしものが、大正九年には三割三分、昭和四年には實に四割五分に激増するに至つた。阿弗利加、大洋洲諸國に對しても同様の激増振りを見ることが出来る。即ち本邦商品の輸出先としての歐羅巴諸國の地位は歐洲大戦の爲め轉落し、之に代へ兩米大陸、亞細亞諸國等への輸出が甚しく増進するに至つたのである。

輸入に付ては歐羅巴諸國は精工工業品の供給地として徐々其の重要な地位を回復し來れるも到底大戦前の地位を回復するを得ず、之に反し兩米、亞細亞、大洋洲諸國は本邦に對する原料品供給地として益々重要性を發揮し居ることが窺はれる。即ち歐羅巴諸國より本邦への輸入は大正二年に二億二千萬圓なりしものが、大戦中の大正五年には一時一億八千萬圓に減少を示したるが、平和克復後の大正九年には早くも三億五百萬圓、昭和四年には四億二千萬圓に増進するに至つた。其の本邦總輸入額に對する比率も大正二年に三割を示したるものが、大正九年には一割三分、昭和四年には一割九分となり徐々増進を示し居るも到底大戦前の比率に達すること不能である。之に反し兩米諸國よりの輸入は益々増進し、大正二年に一億二千四百萬圓のものが、大正九年には九億一千萬圓に、昭和四年には少しく減じ

たるも尙七億四千九百萬圓に上り、其の占むる本邦總輸入額に對する比率も大正二年に於て一割六分に過ぎざりしものが、大正九年には三割九分に倍増し、昭和四年にも二割九分の多きを占む。右輸入増進の原因は本邦に於ける纖維工業發達の結果北米合衆國より棉花の輸入が激増せると石油、木材(殊に關東大震災後)、自動車等が本邦一般工業の發達と共に需要増加せる爲めである。之に反し亞細亞諸國よりの輸入増進は必ずしも米國、濠洲方面の如く多からず大正二年に三億四千八百萬圓なりしものが、大正九年には九億四千三百萬圓に激増せるも、昭和四年には八億五千四百萬圓に減少した。從て占むる本邦輸入貿易上の比率も大正二年には四割七分の多きを示したるものが、大正九年には早くも四割に減少し、昭和四年には三割九分に漸減の勢を續けた。

而して上記貿易情勢の結果として本邦は亞細亞諸國、阿弗利加諸國に對しては工業品の輸出、原料品の輸入よりも多きが爲め常に輸出超過、歐羅巴、亞米利加、太平洋諸國に對しては原料品及機械類の輸入増加に拘らず是等諸國への本邦工業品の輸入進捗せざる爲め常に輸入超過の状態を示すに至つた。而も右形勢は大戦後歐羅巴、亞米利加、濠洲等の諸國に於て本邦輸入品に對し關稅引上げ其他種々の方法により輸入制限を爲すに至りたるにより益々助長せられ、之に反し亞細亞、阿弗利加諸國に對しては戦後に於て列國との條約關係上大体に於て本邦よりの輸出品に對し寛大なる待遇を與へたが故に益々輸出超過の形勢を馴致した。

如上本邦貿易が大体に於て亞細亞、阿弗利加諸國に對しては輸出超過、歐羅巴、亞米利加、太平洋諸國に對する輸入超過の現象は大戦後に於ける國家經濟主義の擡頭により愈々甚しきに至り、而も昭和年代に入ると支那、印度等の亞細亞諸國も亦歐米諸國の聲に倣ひ國家經濟主義の下に本邦品を排斥するに至りたるに依り既に本時代の末葉に於て本邦としては從來に於ける如く單純なる通商自由主義を固守すること難く戦後條約改正方針第一、末段を活用し本邦輸出貿易擁護の爲め單純通商自由主義より互惠協定主義に轉換せざるべからざること歴然たるものがあつた。

第三節 戦後條約改正方針の決定

第一款 條約改正調査委員會の審議經過

外務省に於ては戦時戦後に關する施設を調査せしむる爲め大正五年十一月本野外相時代に臨時調査部の設置を見たるが、大正六年中戦後條約改正事務を擔當せしむる爲め右臨時調査部の擴張を見るに至りしことは前に述べたる通りである。更に後者の爲め大正七年十二月二十七日勅令第三百九十八號を以て内田(康哉)外相時代外務大臣を委員長とする臨時條約改正調査委員會設置せられた(附記参照)。右は小村條約改正時代明治四十一年勅令第二百五十號を以て設置せられたる條約改正準備委員會官制に其範を採りたるものである。而して臨時條約改正調査委員會は第一乃至第十四小委員會に分れたるが、第一小委員會に於ては條約上外國人に許與すべき職業權、產業權の範圍(委員長横田法制局長官、委員古賀拓殖局長官、菊地外務省參事官、川島外務事務官、森理財局長、黒田大藏省參事官、山内司法省參事官、鈴木特許局長、藏川農商務書記官)、第二小委員會は外國人土地所有權法修正の要否(委員長鈴木司法次官、委員古賀拓殖局長官、菊地外務省參事官、川島外務事務官、齋藤内務省參事官、黒田大藏省參事官、山内司法省參事官)、第三小委員會は(一)朝鮮に於ける關稅制度殊に陸境特別關稅制度設定の要否、(二)帝國植民地殊に關東州、南洋占領地等に内地同様の條約を適用するの可否(委員長古賀拓殖局長官、委員塩原政務局長、田中通商局長、川島外務事務官、森理財局長、黒田大藏省參事官、神輿大藏書記官、山内司法省參事官、道家農務局長、八木農商務書記官、藏川農商務書記官、若宮管船局長)、第四小委員會(一)戦後經濟恢復期間聯合國間に於ける天然資源の交換其他相互優遇に關する方針、(二)關稅協定並最惠國待遇に關する方針、(三)英帝國特惠制度問題に關し採るべき措置(委員長幣原